

報道機関各位

こども育成課 こども育成係

タイトル 幼稚園3歳児保育募集開始。預かり保育を開始します。

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	幼稚園3歳児保育募集開始。預かり保育を開始します。
日時	令和2年10月12日(月)～10月23日(金)
場所・住所	応募書類配布場所 市立幼稚園、教育委員会 (赤穂市ホームページからも10月5日からダウンロード可能)
趣旨・目的(PRしたいこと)	<p>待機児童対策の一環として、幼稚園3歳児保育で預かり保育を開始します。</p> <p>○ 入園資格のある人 令和3年4月1日時点で赤穂市に住民登録している、平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの幼児</p> <p>○ 募集人数(各幼稚園、1クラスから2クラスに増)</p> <p>赤穂幼稚園 通常利用枠30名、預かり保育利用枠20名 計50名 塩屋幼稚園 通常利用枠30名、預かり保育利用枠20名 計50名 尾崎幼稚園 通常利用枠30名、預かり保育利用枠20名 計50名</p> <p>・ 預かり保育を利用できるのは預かり保育利用枠応募者のみです。預かり保育利用枠の定員は3園合計で60名になります。</p> <p>○ 沿革 平成30年度に塩屋幼稚園で試行開始。以降、令和元年度から尾崎幼稚園、令和2年度から赤穂幼稚園で試行開始。令和3年度から預かり保育導入予定。</p>
問い合わせ先	部課係名：教育委員会こども育成課 担当者名：近藤 電話：0791-43-7065 内線( 2335 ) FAX：0791-43-6895

添付資料 (有・無)

○ホームページへの掲載 (有・無)

# 令和3年度赤穂市立幼稚園3歳児保育園児募集要項

令和3年度幼稚園3歳児保育の園児を下記のとおり募集します。

令和3年度より募集定員を拡大するとともに、保護者の就労形態にかかわらず幼稚園を利用できるよう、あらたに3歳児の預かり保育を開始します。預かり保育利用枠の申し込みにあたっては保育の必要性の認定が必要となりますので、下記の条件を確認いただき申し込みしてください。

## 1 応募手続き

### (1) 入園資格

- ・ 平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ
- ・ 令和3年4月1日時点で赤穂市に住民登録している幼児

### (2) 実施園

	住所	TEL・FAX
赤穂幼稚園	赤穂市加里屋中洲2丁目59番地	42-2615
塩屋幼稚園	赤穂市古浜町156番地	42-0213
尾崎幼稚園	赤穂市尾崎3117番地3	42-5292

※ 3歳児保育のときに住所地の校区ではない幼稚園に入園されて、次年度に4歳児保育を受けられる場合は、住所地の小校区の幼稚園に転園していただきます。

### (3) 募集人数

	募集人数	クラス数	うち通常利用枠	うち預かり保育利用枠
赤穂幼稚園	50名	2クラス	30名	20名
塩屋幼稚園	50名	2クラス	30名	20名
尾崎幼稚園	50名	2クラス	30名	20名

### (4) 預かり保育利用枠について

「通常利用枠」「預かり保育利用枠」の2つの募集枠があります。

通常利用枠	教育課程に係る教育活動を行います。
預かり保育利用枠	通常の保育時間以外の時間に預かり保育（通年）を利用可能です。保育の必要性がある世帯を対象とします。

※ 利用枠は年度途中で変更できません。

- 預かり保育利用枠に応募するには、前述の（１）の条件の他に、父母ともに（ひとり親家庭の場合は該当する人のみ）下記のいずれかの条件を満たす必要があります。

ア	申込日時点で就労（勤務条件は１日４時間以上でかつ月１６日以上）しており、入園後も就労している人 （令和３年４月１日からの就労内定を証明できる人を含む）
イ	令和３年度中に育休復帰する人（勤務条件はアと同様）
ウ	年間を通じて同居の親族の介護に従事する人
エ	保護者に持続的な疾病・障がいがあり、支援を必要とする人
オ	保護者が大学・専門学校・職業訓練校などに通学している人（年度途中で卒業する場合はその後に見込みのある人）

- ※ 待機児童対策のため、預かり保育利用枠は、申込日時点で保育の必要性がある世帯を対象としています。
- ※ 年度途中で条件を満たさなくなった場合は通常利用枠の扱いとなり、令和３年度中は預かり保育を利用できなくなります。
- ※ 育休復帰の方の預かり保育利用開始は育休復帰日からとなります。
- ※ 産前・産後期間利用希望の人、求職活動中の人は預かり保育枠の対象に含まれません。預かり保育枠で申し込まれた場合も、通常利用枠の申込として取り扱いさせていただきますので、あらかじめご了承ください。（預かりが必要な人は、保育所の入所申込をされるか、保育所の一時保育の利用をご検討ください。）

(5) 応募

赤穂幼稚園・塩屋幼稚園・尾崎幼稚園のうち、いずれか１園への応募とします。

応募用紙配布	各市立幼稚園及び教育委員会こども育成課
応募期間	１０月１２日(月)～１０月２３日(金)※土日を除く
応募先	赤穂市教育委員会 こども育成課 〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

- ※ 郵送可（締切日当日の消印有効）
- ※ 預かり保育枠応募者の保育所との同時利用申込みについて
  - ・ 幼稚園３歳児保育と保育所の申込を同時にすることができます。また、現在保育所を利用している人は、保育所の現況確認届を提出することにより、保育所の籍を留保した状態で、３歳児保育の申込をすることができます。
  - ・ 現在保育所を利用されている人が入園決定した場合、入園辞退された場合を除き、保育所の利用は令和３年３月末で終了します。
  - ・ 現在保育所を利用されている人が選考に漏れた場合、現況確認届で保育所の利用継続も同時申込されていた人は、引き続き保育所を利用できます。

(6) 入園の決定について

① 通常利用枠

定員を超えた場合	抽選により入園者を決定
定員に満たなかった場合	11月2日(月)～11月13日(金)に再募集。抽選で補欠待機となった人も応募可能。こども育成課で配布・受付。

抽選あり・なしのどちらの場合も連絡させていただきます。

【抽選会】

抽選日	11月6日(金)
抽選会場	総合福祉会館3階集会室(赤穂市中広267番地)
抽選時間	赤穂幼稚園 午前9時から 塩屋幼稚園 午前10時30分から 尾崎幼稚園 午後1時から
手順	①受付でくじを引き、番号順に着席します。 ②座席番号順に本抽選のくじを引きます。 ③定員を超えた番号の人は補欠待機となります。当選者が辞退された場合、くじの数字の順番にご案内します。 ④当選者には入園願書等が入った封筒をお渡しします。

※ 当日は検温の上、マスクの着用をお願いします。

② 預かり保育利用枠

定員を超えた場合	保育の必要性に基づき、 <u>優先順</u> により入園者を決定。結果は11月第1週に電話で個別連絡します。
定員に満たなかった場合	11月2日(月)～11月13日(金)に再募集。抽選で補欠待機となった人も応募可能。こども育成課で配布・受付。

【注意事項】

- ・ 応募要件を満たさない人は定員に空きがあっても預かり保育枠で入園決定されることはありません。通常利用枠で選考されます。
- ・ 入園が内定したときは、入園辞退した場合を除き、保育所の申し込みを辞退したものとして取り扱います。
- ・ 選考に漏れた人で、保育所も申込されていた人は、自動的に保育所の入所選考対象となります。入所面接の日時をご案内しますので、当日は保育所入所希望のお子様と一緒にお願いします。
- ・ 応募書類に事実と異なる内容を記入、もしくは記載内容に保育の必要性に関する変更があったことを連絡しなかった場合は、入園決定を取り消しますのでご注意ください。この場合は通常利用枠の利用もできません。

## 2 入園決定後の手続き

### (1) 入園願書受付

	受付場所	日時
赤穂幼稚園	赤穂幼稚園	11月16日(月)午前9時から午後5時
塩屋幼稚園	塩屋幼稚園	11月16日(月)午前9時から午後5時
尾崎幼稚園	尾崎幼稚園	11月16日(月)午前9時から午後5時

- ※ 入園願書提出時に面談を行います。お子様同伴でお越しください。
- ※ 通常利用枠の人は、抽選会が実施されない場合は個別にご連絡します。抽選実施の場合は、当日、お越しいただく時間を個別にお伝えします。面接の時間はおひとり5分程度です。
  
- ※ 預かり保育利用枠の人は、申込時に願書を提出しているため、願書提出は不要ですが、面談は実施します。個別に電話連絡しますので、指定された時間にお越しください。

### (2) 健康診断

12月に行う予定です。(後日通知します)

### (3) 入園説明会、1日体験入園

1月中旬に行う予定です。(後日通知します)

### (4) 入園許可

1月中旬に行う予定です。(後日通知します)

## 3 保育時間、保育料などについて

### (1) 保育時間

午前8時45分～午後1時45分

- ・ 年度初めや夏休み明けなどは、子どもの様子を考慮し、登降園時刻を変更します。
- ・ 令和3年度から、給食は4・5歳児と同時期に実施します。

### (2) 預かり保育

#### 【時間】

午前7時30分～通常保育開始時刻、通常保育終了時刻～午後6時

- ・ 実際には、就労時間などの実態に応じて個人毎に預かり可能な時間は異なります。
- ・ 通常利用枠の人は預かり保育を利用できません。利用枠は年度途中で変更することはできません。

- ・ 預かり保育利用枠の人が募集時の条件を満たさなくなった場合は、通常利用枠の扱いとなり、預かり保育は利用できなくなります。（ただし、就労で応募した人が途中から介護にあたる場合などは利用可能です。）

#### 【市立保育所との違い】

- ・ 学期始めや夏休み期間中等、給食がない期間は弁当を持参していただくこととなります。
- ・ 土曜日は預かり保育を行っておりません。
- ・ 保育所とは預かることのできる時間が違うのでご注意ください。
- ・ インフルエンザ等により、学級閉鎖をする場合があります。
- ・ 台風等で警報が発令された場合、休園となります。

#### (3) 園児の送り迎え

保護者の方に送り迎えをお願いしています。

#### (4) 保育料

幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までの幼稚園を利用する子どもの利用料が無償化されているため、無料となります。

#### (5) 預かり保育利用料（令和2年度の額）

(内訳)	通常期間	最大6,000円	利用料は所得や兄弟関係等により異なります。
	8月	最大15,000円	

- ・ 預かり保育利用枠の募集要件を満たしている場合は、無償化の対象となりますが、利用日数等により自己負担が発生することがあります。
- ・ 上記の他に材料費等の諸費が発生します。

#### (6) 毎月の経費（令和2年度の額）

毎月 5,500円程度

(内訳)	給食費	3,400円	8月は不要
	諸経費	2,000円程度	PTA会費、園児福祉費、教材費、絵本代

(7) 入園経費(令和2年度の額)

入園準備品 18,000円程度

(内訳)

園児服	3,850円	市立保育所幼稚園共通
園児ズボン	1,490円	市立保育所幼稚園共通
園児カバン	3,360円	市立保育所幼稚園共通
絵本袋	930円	市立幼稚園共通
組帽子	930円	
用品代	7,500円程度	出席ノート、連絡帳、名札、のり、クレヨンなど

※ 入園準備品の購入時期等については、入園説明会でお知らせします。

● 預かり保育利用料、毎月の経費、入園経費に関する注意事項

- ・ 預かり保育利用料、給食費、諸経費、入園経費は、令和2年度の金額です。毎年度、変更することがあります。
- ・ 諸経費、入園経費の用品代は、幼稚園によって多少異なる場合があります。

【問い合わせ先】

赤穂市教育委員会こども育成課

赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所第2庁舎

TEL 0791-43-7065 FAX 0791-43-6895 E-mail kodomo@city.ako.lg.jp